

賛助会員入会審査基準

社団法人日本ソムリエ協会（本協会という）が規程する以下の条項を入会時の審査基準とする。

- 1.本協会の目的（定款第3条）に賛同出来ること。
 - ①ソムリエの資質の向上、社会的地位向上に寄与出来ること。
 - ②ワインを中心とする飲料に関し、正しい知識の普及に寄与出来ること。
 - ③ワインを中心とする飲料に関し、接客技術の向上に寄与出来ること。
 - ④ワインを中心とする飲料に関し、食品衛生の推進、飲食場所における衛生的環境の確保等に関する事業に寄与出来ること。
 - ⑤ワインを中心とする飲料に関し、国民に豊かな食生活を提供し、飲食店の振興に寄与出来ること。
 - ⑥ワインを中心とする飲料に関し、国民の福祉と公衆衛生の向上に寄与出来ること。
- 2.本協会の目的に賛同し、賛助出来る以下のいずれかの法人（定款第6条）またはそれに準ずる組織体であること。
 - ①商法上の法人であること。
 - ②個人経営であっても、商取引の実績があること。
 - ③団体組織の場合、活動実績があること。
- 3.本協会の会員および有資格者を対象に賛助会員が実施する試飲会、セミナー、イベント等により生じうる一切の損害（精神的苦痛、人材等の派遣の際に生じた事故、または、その他の金銭的損失を含む一切の不利益）を本協会に請求しないこと。
- 4.本協会に、会社名、代表者名、本店または営業所所在地、資本金額または出資金額、年商および主要取引商品等の必要事項を申込書に記載し申請すること。また、これら届出事項に変更がある場合はすみやかに届出をすること。
- 5.本協会が求めた場合、公的証明書（例えば登記簿謄本）等をすみやかに提出出来ること。
- 6.上記の条項および関係諸法規を遵守出来ること。
- 7.本賛助会員入会審査基準は平成18年1月1日より適用する。

以上